

# 地域建設業経営強化融資制度について

地域経済や雇用を支える中小・中堅建設事業者が直面している資金調達の状況を踏まえ、元請業者の資金調達の円滑化を図るため、国の創設した「地域建設業経営強化融資制度」を活用できるようにしました。

手続きは、市が発注した工事において条件を満たした場合、工事請負代金債権の譲渡を承諾することとします。

開始日は、平成30年4月1日からです。

## ○制度の概要

本制度は、融資を希望する中小・中堅元請建設事業者が、本市からの承諾を得て、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡し、その工事請負代金債権を担保に融資を受けることができる制度です。

## ○対象となる建設業者

市が発注した公共事業を受注・施工している中小・中堅建設業者（以下「受注者」という。）とします。

※資本金 20 億円以下又は従業員 1,500 人以下

## ○対象となる工事

債権譲渡の対象となる建設工事は、請負金額 130 万円以上の工事とします。ただし、次の工事は対象外とします。

- (1) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越など工期が複数年度にわたる工事
  - ア 国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 履行保証として役務的保証を必要とする工事
- (4) 当該建設業者の工事施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

## ○債権譲渡の範囲

工事請負代金から、前払金、中間前払金及び部分払金の支払済額などを控除した額の範囲内とします。

## ○債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とします。

#### ○手続き

- (1) 本制度を希望する受注者はあらかじめ、(株)建設経営サービス又は東日本建設業保証(株)新潟支店と相談します。
- (2) 受注者は、妙高市に対して、債権譲渡の承諾申請を行う。当該申請が一定の条件を満たしていた場合、妙高市は債権譲渡を承諾します。
- (3) 受注者は、(株)建設経営サービスへ、工事請負代金の債権の譲渡を行います。
- (4) (株)建設経営サービスは、(一財)建設業振興基金の保証により、転貸資金を調達し、工事の出来高部分について、受注者に融資します。
- (5) 金融機関は、前払金保証契約をした工事のうち、出来高を超える部分について、東日本建設業保証(株)の保証により、受注者に融資します。
- (6) 妙高市は、工事完了検査後、(株)建設経営サービスに対して、工事代金を支払います。
- (7) (株)建設経営サービスは、妙高市から支払われた工事請負代金から融資額を清算の上、受注者に残額を返還します。

#### ○債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を市にする場合は、以下の書類を市財務課へ提出してください。

- (1) 工事履行報告書(様式1) 1通
- (2) 債権譲渡承諾依頼書(様式2-1) 1通
- (3) 債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書(様式3)の写し 1通
- (4) 発行日から3か月以内の当該建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

#### ○債権譲渡の承諾の処理について

譲渡承諾依頼書等は、以下のとおり処理を行います。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書等の受理後、速やかに承諾のための手続きを行います。
- (2) 本制度専用の債権譲渡整理簿(様式4)により債権譲渡の依頼及び承諾状況を管理します。
- (3) 債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式2-2)2通を受注者に交付します。

#### ○融資実行報告書等の提出要求について

- (1) 受注者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様式5)を提出するものとします。
- (2) 受注者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出するものとします。

○債権譲渡先からの債権金額の請求受付

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を提出するものとします。

- (1) 工事請負代金請求書（様式6） 1通
- (2) 債権譲渡承諾依頼書（様式2-1）の写し 1通
- (3) 債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し 1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し 1通

なお、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができる。

○建設工事代金請負の債権の譲渡を承諾する期間

国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。